

〈要約〉

近年の金融商品取引法の改正の概要

The outline of revision of The Financial Instruments and Exchange Law in recent years

松岡弘樹
Hiroki Matsuoka

我国の金融・資本市場においては、それを取り巻く環境の変化を踏まえ、市場の国際競争力の強化、および、利用者利便の向上を図るとともに、グローバルな金融・資本市場の混乱を踏まえた金融システムの強化、および、利用者が安心して取引できる規制を整備していくことが重要な課題となっている。

このような金融取引の活発化に伴いこれを規制する法律の必要性が高まり、この要請に応じて平成 19 年に制定された法律が金融商品取引法である。金融商品取引法は平成 18 年の証券取引法等の改正により、幅広い金融商品・取引についての投資者保護のための横断的な法制として整備された法律であるが、完全施行された平成 19 年以降においても我国の金融・資本市場をとりまく環境の変化等に対応するため、毎年の改正が行われている。

このような状況を踏まえて、①公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応、② AIJ 事案を踏まえた試案運用規制の見直し、③金融機関の秩序ある処理の枠組み、④銀行等による資本金の供給強化等、⑤投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品等の一部を改正する法律案」が平成 25 年 4 月 16 日に第 183 回国会（常会）に提出され、その後、国会における審議を経て 6 月 12 日に成立、9 月 19 日に公布された（平成 25 年法律第 45 号）。

本稿は金融商品取引法の成立から最新の改正法である平成 25 年改正法を通じて、我国における金融規制の在り方を法的側面から考察するものである。